



地方冗成錄卷之一

上

租稅之部



地方編纂古今租稅名文列布不斗立  
五國米粟米欠米逃米口米尸水苗四石代等

九千七條

門ワ3  
號6628  
卷2



地方丸成録卷之一

○地方総論

ま地方の相圖と相奏との年々の利用厚生の道すて  
仁政よりの半角とく地方の沿岸と相圖の中古産  
の港等とく又お通かるを文官の所とめどりのが  
前一文とく勝手或は通とく國とく民とく張  
因此とくとく上古とく通とく半角とく國と  
故く百姓とく上古とく農家とくも耕田の並而  
之名利害のあらざる既得のゆき先の用とある今  
老農とく士の國政のゆきをもとよりと半角と  
して安をせしむを切に國の通とく耕農と業とする  
のとくとく半角とくとく中古の食とくとくとく  
穀のえいとくとくとくとくとくとくとくとくとくと  
機械金の國のとくとくとくとくとくとくとくとくと  
機械金の國のとくとくとくとくとくとくとくとくと  
又何處の庄やとく地方と馬と車と馬と車と車と

あらゆるへやへに田農業の根柢は因て百姓の事  
圓満めて百姓の一害と附かず則て天の根元なり  
海の士はよほく、國を守り事とあえ士官より派  
た事なり。又は其本政と厚く用ひ儀祝三事へ一廢  
善すす候方民庶号へて農安の力弱へば自ら而  
河がふ立事らへやえ國より國充忙へり事とて國  
奥のとど國が通御へて國充忙へり事とて國  
河がふ立事らへやえ國より國充忙へり事とて國  
即肯へば天り極くたゞぞ重きからむ行實すす國が  
御教をうけ國事とす惟而教を以て國とて若し  
向へしりとぞかきと地方の中とく御子の國のア彼の耕  
勤力足りぬ報費賃にて上手をも國の車馬奉事也  
一地方の事とぞ免役界並み一地方の支那と傳  
キテ國國隣邦へ一時代上の開拓と進却へて地主  
陣の名鑑の内向ひへて既上手の之を長限是の地の  
魚の魚とえを農の母とく天柱舟船板肥參取  
初手の財利とえと耕化め免役教等一年の  
農と考相較と他の又用ひ川隊の重慶地と後突  
と突へる事とぞ一處に舊居や國のためして高司立由

舟疏九河渝海源而注諸海決汝漢排淮泗而注  
之江水と源の事八年九月三度より五年を文主徳  
功とみく中國食と海と孟の沿い湖海の事とく  
中一施、農九月令り季春月令又宜日附而將海  
少ひす騰脩引側色周視原野深院利防道本清  
濱同道並母有備要と向生は其臣は博く上取  
理の豫の用ひ川隊と修補せめちの防备びく上取  
國より一國の社表と被ふて度の要務ニ擧目立由  
省らそと事とぞ祀とぞ一於る材至能隠拂ひ能  
能能の差能有ケ秋吉とく辰巳分明、壬辰立水  
南、席とく双方ノ相共也文書附か・仍くぬ是文海  
國の御のあそび一體とれく二所取事へ傳々天  
下の法をう令の帝方教諭へて林と前取事と事と  
され、修ふを者と遷えの事めへてを胸体の大意  
もあること、海と海と西と西と而て眾ひまじ難而時  
年、後と海と海と事とぞ一齊に難とて船と  
平易より陽厚す勿國ノ肝事へ版の急す、材方固若其

平政事  
村方も能くありて國務立事ノ如き事  
事なり。是ま十分の臣先ハ之程とテ身に際シ有り。而  
已しの臣先も又その理有て。子爵の又臣隣也て已  
一隣なきもの。自然の處所也。隣地ある事の隔也て已  
の生立との事。も又、隣地を有する事の隔也て已  
の事。よきても事也。事一而間を已渡候の者  
則ハ隣りうり氏の事也。ちるどひあへば、す  
平日上方板説一其と村役人。御門得  
村中のよの出教等する事。而半々身。少く因病  
する村方や退つる事。又後又の承拂は多く  
治方々の隣で次第より而此零落。後異端も多  
き。豈れど、村方や、事也。私事か。上に於て  
あり。院承自ら教めもあり。之隣する事。又船タ  
あり。有美江。たしかに相模庸野と傳へ。隣は  
あふ村中徳治の全窮を。が孔子と。今日の表  
めり。隣承自ら教めもあり。之隣する事。又船タ  
あり。有美江。たしかに相模庸野と傳へ。隣は  
と。豈れど、村方や、事也。私事か。上に於て  
河が教示して。世承よ。之を土と。も用ひ。其と  
選政。之を。伊豆の可避地。而農業。世出候。相模と

貴慶。一村方も能くありて國務立事ノ如き事  
事亦何もなし。されば孔子の重か。ても。且と。業事。あす  
松今度。す。可。相模の私事。も。有る。故。ゆ。よ  
必。相模。す。かん。然。す。が。ほ。の。私。の。私。の。私。  
斗。す。か。の。道。す。か。の。道。の。私。の。私。の。私。  
上。の。私。改。か。く。少。と。與。之。國。の。共。よ。業。事。同。す。の。私。  
改。か。く。上。わ。奉。事。も。是。私。品。看。う。國。と。み。の。私。  
居。の。時。す。か。上。わ。相。模。す。か。の。私。の。私。の。私。  
あ。の。り。更。す。か。上。わ。相。模。す。か。の。私。の。私。の。私。  
居。の。時。す。か。上。わ。相。模。す。か。の。私。の。私。の。私。  
海。之。也。方。持。る。但。一。平。生。之。の。私。す。す。更。相。模。  
ぬ。と。廣。と。と。士。の。私。を。私。す。或。す。万。振。高。奏。事  
凡。振。と。事。の。自。か。耕。水。端。す。か。事。年。是。か。皆  
教。耕。事。事。の。平。村。主。の。板。示。行。事。年。是。か。皆  
ま。り。國。の。西。之。の。私。は。政。道。列。要。あ。ん。が。首。き  
恨。と。あ。近。て。事。と。絶。す。よ。之。又。那。と。互。の。私  
牌。と。御。役。上。當。私。と。事。一。國。政。と。私。と。互。の。私。  
也。と。少。と。社。奉。と。近。御。宣。至。合。互。と。の。私。

おおきいは政黨の活動は又肝要と云ふ事で、政策を講じる人  
文豪ありに心忠貞すて、世人の風氣陽羨を知りて見  
更漏眼の如きが、報國の志割らるる人等で、立派  
の國を改事する勢をもつて、忠臣貞良の如く、彼は既  
是をあつて、孝子の因革したる所あると、己のほ  
ひ及ぶ言黙ほそへりとす。身を於て嘗て上の事  
思案事と御心處厚意より、社有うるる事との如く、  
教子すれの者と能はへど、詔を除く事。如何と有り  
よのゆく事無く事なり。

而此が西川井、村井房の隣となり、英國里ハカニ  
カヌニリキの長有て日本多喜の隣となり、近世の傳き  
みづれが、かう監禁のあつたものうち、才都がおれ。  
而も今見、才の口火火止、在て、度小止すて、自ら隣  
坐のあつて、御拂く役角所、言拂ひ、者之書を時を九月  
没へりて、年事を過へて、西黙候と云ふ事、おと  
れし御内書、言拂をか一あゆる年事、ゆゑど、安  
安安治すみが得公やぬしの、二度、言拂を事じ

西川井坐り、所と云ふ事の如き、天保癸酉年、忠ち云  
布と附、百此の如きの處を、御事と、隣候と  
表少主、御令の仲仁政の御事と、社有うる事、布  
付の、農業と、隣内と、御事、餘外と、周の、山、黄  
米令朝月と、序上御付と、上御、御事と、御事  
社有うる事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
信と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
布と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
解と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
信と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
恩と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
周と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事  
御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事と、御事

向事は限らず僅に之程の  
事のと少し平易ながた  
雨半人事も要なり

事へ向まよ波江を陞拂通は河舟れ向事かひの  
アのとみて平がじあ陞拂度運度拂り  
而キ人事ち栗り

即ちの事より加藤樹と號して植立敷林に仕立て  
の意をもつて國方文庫の内(小の本)と用ひ  
地方より出でたる市集の被幸者多喜也勿論  
其後して滿ち月桂の仕立てを單一圓の事とも

以國事を重視し筆者はこの私事も相濟めて事  
をも過さず外に御すがモ圓キ不才未だり仕  
仕あらむと申すやうで西日本を安づけり仕  
事と止え朝廷と申すが容易曲れも居るのり  
れか承認除名の辰暮と版大修後活用圖で  
改進修モ既而書りて其が社古より集めても風  
氣御と御祝改めが如き御述は失ひ泥惡例  
と用事の如き後世承傳へと民の財物不  
考人能の如く事と解て改めて既す中安國  
中馬國の如く子細へ御説と有りて  
大神君の廢帝も武周安の政務とその改進思  
圓の令の制をもあわせて圓國相模の臣よき道  
信焉代の如く美含め又圓中馬一圓半等小  
詔に於ても改進思と御改進法の容易な改進法を  
ハナシテ既す豈かるあたは改進之制は更に民  
賄え改め也世の庸人あせの馬鹿をしき御祝の  
改進と申すの民賄せざる事などある事と水り  
事争い古事記改進事の牴牾ある事も事と申す用

改事の母子まであらゆる方々と改事の要務として  
天物の如き萬物万像の事ぢやれ、万萬よ々と序き  
正統の道をえく文書、度々改筆、早御の早手  
御のんじ地主切者、改事の内(中)事を  
於て只其大長とする事に付り

○改事六の板起の事

附 國地限音改置鷹の事

支大板西側と申す改陽の陽の天を」と申す改  
地みて方どう天妙空て自ら方角の東西南北  
の四方足り改陽金神(天)と申す天妙に方々と  
らの改事の板起の板起の地方と稱する事ア都て  
天妙の事、因す改陽金神と改陽金神と申す事ア  
改事の板起の板起と改陽金神と申す事ア  
井田の改事の板起と改陽金神と申す事ア  
高廟と二里と一里と号す改陽金神と申す事ア  
東北と申す事アと改陽金神と申す事ア  
高廟と二里と一里と号す改陽金神と申す事ア  
東北と申す事アと改陽金神と申す事ア

神の石碑星表より町を裏り中下を走る町  
七里の今も奥壁と大側の町高岡市  
あり。高岡の西の町を星宿御園の松の幸宮圓三寺の  
もの表記之事なり。

此圓三寺古の定人所あり中下を走る町  
今入の寺は波のまろに方一陣より北條の寺  
あもうて寺に方ゆ。一寺有く足らモ後  
太閤陵地ひからん寺である今も高岡寺  
とあると云ふと圓三寺圓化も高岡が云  
凡手半と用ひ事なり。道世古の松一言及  
見るやう

源氏の傳承文原四年春秀吉の因世安於伊豫  
山口高麗以西の道。秀安年高秀吉の後であ將  
令せしん高圓圓通内と陰せしものと附ふる松  
加へておどりてすまう。松は其間で天物に  
方と令せらる松めて草木一茎。草木の松はいは  
まほち。はさう又能く松とて陸陽名松  
かくの松が松を中央めて草木との松がある。

あらと御り奉り。めぐら松を。彦高陽合  
浦にて。あらとせざる。こく。圓化の松。かく。の  
ありと。そり上方西圓。う。ゆ。後地。て。新井圓。事  
は太閤陵地。ひ。方。波圓。よ。す。止。年の。あ。太閤陵地  
ぢ。と。圓。事。及。三。寺。ま。し。と。高。利。き。氏。信。軍。附。代。ま。る  
の。ひ。方。度。ま。た。の。軍。度。度。仕。馬。底。三。寺。あ。改。身。  
も。之。の。黄。毛。水。軍。波。共。聖。筋。洋。不。ば。す。れ。と。太。閤。陵  
地。の。外。張。陽。の。内。と。小。さ。の。松。と。か。く。言。す。改。身。  
於。理。お。の。ひ。か。れ。と。走。へ。路。入。附。合。の。波。な。へ。う  
且。利。因。代。美。松。の。る。三。寺。の。波。方。並。ぐ。ん。り。

○ 四都々里表之事

附地表表と満路之事

人皇才士代常神天童の弓方の面表と平尾の弓  
才代成勢天香而位の奉ひ文年方既て満路と  
多子圓と辛子圓と。才子代仲良天童の  
御やすと見え。才子代神功天兵と舞正骨  
一の。而代甘田の圓度と波圓の海の。是。ひ  
家七造とけの松と房。波圓と。も。と。遍く天

天の年とおのれの相役の法事とくじ上代の都  
跡源里の後りをすてて四代文武天皇の御う  
海の幸前小是見四都の衣唐く海つ火延年中  
う津今しもは十代至武天皇天平七年  
き西行が奉春海文帝て日本で國年まで十  
ヶ年の幸を二海と勝負歌縣々里也と見毛  
夷衣の馬手附と立田御内、秋回滿々立て東海と  
是後へ能重國軍附と建西庵とへて在國奉院  
是と御御内御内と是と改年一七五〇の後と通り  
金圓と吉備と是と改年一七五〇の後と通り  
ちとそとあはばゆて開事一荷をく度  
賤金とあへて便のむよかと懇事とる物とあ  
五代も何とゆべり

○古今相役之事

相役法とを成るか年支用と賜回相と相り  
直のやうと相とひく秋役支と役迎回相の多  
秋役の移めと田の年支と秋役の相と莫と國東  
みて、吉備上方の三事一役御要則の事と代用の

大物出物向と相役事とが年支用と賜回相と相り  
す。金圓と秋役とひく秋役支と役迎回相の多  
とすとすとまめてなまくも本とへて今日の國東  
秋役の移めと田の年支と秋役の相と莫と國東  
希多胡麻と豆とれきのりと相役としと在大  
豆と豆とれきのりと代米と豆と豆とれきのりと  
光の世や豆の豆とれきのりと代米と豆とれきのりと  
相役同とすと豆とれきのりと代米と豆とれきのりと  
人食と代孝德天皇と化年中の以唐物の制化庸  
間の法と歎の古國とれきのりと相役の法とれきのりと  
治世のゆきと度をめぐらす

一  
相年支の事ゆて今春解曰九回の長承安度土亨  
為限十段内町謂限地裏五升也即耕種豆子未束稻香得五百束せ殿根相  
ニ東二把田延拵二十ニ束くうと是と吉友十旗の北  
めて桶と茶葉と降へて日ニ承二把年支の事  
水の桶と春と未と茶と降と傳すとて是と吉友十旗

年内を牛馬牛車年車す納り事よりは別除み准を  
まほ馬牛等及猪のあ来或六八年在余量未第未  
公有余免役に雇うて上者から本管の内法で  
佈の用役と云役と候うて上者から本管の内法で  
主の事務を主役の事調が年貢のあり布帛と納  
事りく今ハ社庸調と云ひてあめて納り  
ちう入ハ納共の所が切角の事が主と有るのを當  
西川の多きも又アドアリカの候也あつ事なり其  
後軍代文書會の附う海門享と稱すじて之より相  
の名やうと大室年中使令と深くじうのうと相  
庸調の法を量衡し是より社役の法の度量二両半  
年八月坐せ道役坐三回相役町士を束及點役丁と  
續田地化スズシハ町租補至束ノアモト減の也  
唐朝めハ丁男を人四一頭役と粟二斛粟が自由と觀  
絲三解糸トサツ一丁男に四町三丁半歲より半九  
歲オテ多召に半歲實より男ナリ一頭の半歲  
の石川の町の三百四十石百畝と一頭と人化日本  
の八町ニアル一頭の年貢根號不納ひひふ得未だ

由年明日中八町の年貢りう供ニキモトと八町うち  
割を町の年貢と年中取合をあらむ及有二年  
未金のタキアリ又里也の根が四町の役ナリ此の  
あら木の割ナリ本朝めて上代り高帝の政也れ  
とあひ事の半代後漢天皇の附う引に二年上向  
を支給三十束中日八束り向て來りて同三束也るより  
モムウト木と平物て稻ち木と把事來木の半  
とえて吉友の根を三年一束たゞあら木古國の  
根の半束を束ナリ布て余のうと本ナリ後又平  
治のひ止と若農領を次第ナシ農民日雇常勤耕作と  
定め天善ミテ禁足下勤善うと御  
又年明の役圓うと馬舟以て諸度圓うと御  
郡縣の代めて日出圓都て季の圓アヘン相貢  
前出のゆくわからん事無く足てう保元年貢の  
孔後平相圓医盛の世と加平國の役呂馬と本  
の孔後八十代後鳥羽院の附くと美久年中右存  
額根を後鳥羽院の後院宣日中御酒後御酒

圓のり、す度圓とて圓の様と制と度角め

かひと重慶流のせよ圓の様の様と人妻へ取小

足刑家のせよ圓の様と施す度半り、ゆうり度半

介の湯度のや、京都と川と河と山と度金用

代爾弟と度え度の以御國足利林つま

度金と度、度と度と度と度と度と度と度と度

度と度と度と度と度と度と度と度と度と度

即書代をう圓極うせう湯度足りば舟度

度と度と度と度と度と度と度と度と度と度

甲子年も病氣等有てまんあらき病と申す  
文部省令の今、彼輩歲後の瘠甚の如きを嘗半  
トウモロコシ等の瘦支布を主たる物で  
うれとううち日ねがちよせりとぞ。右の事は其  
の事は本軍假ち率のわざの後のところうち又  
の世めの今の所へ聞え四の傳の所よりせり或  
家の母と嫁へ先役のきりりとひがく。余は其  
うちの國々安良の人民と博くあがまく人をあらず  
即ちや所化又とてやせく事と傳  
せざる。是年より布に附用紙度由人支當方  
立京の多く村役より一ヶ所人役者未人を  
まつてあるかのあらり。夫婦の入出が難く人ゆき  
保業の人と同一未をあせ合ひ。從來ども不無也  
多殺骨肉の事。多數而あらず。萬方深まれば  
ひむす人數刻にて村より人吏もえびすや之を  
テ。からずめづれ又村に独處かぬる者あらず  
御方ももあらず。是をもと人情と抱て人情あらず

是とす人臣事とて相交に切ひ軍役少へ高乃故  
邊所在寺あつて或ひをも變まらる事無く也  
其のまことにやうと御令シテ之處丹波久  
山の是とせんとてはるも前めて之處に至りて  
ま未だ令てちるをけ未承へ更納れどもりを  
考えり舟の多教等アタリマサア圓不付トキアリ  
因もの舟の舟を御用ひる事外只用め  
考え人船の是教等アタリセア人馬船人馬が是教  
等アリアラ後加後一見山高生のひ、上さるの山  
地のよき金と出でたとのひ。時りゆゑも  
號稱乃岸也。義理の脣後のアハ事  
村人馬を人馬と之の材用、まの古十倍の支度  
かれて「精化の精教か」モ非日雇と云。其後  
人海也。是るよりの國病者て既教、後  
自ら稼母前後し地の出來あり年々國病の次

多忙事なれば今まは方々と通す事より要り

國の年貢のからぬる額の開後人のやむかの致  
かう國奉令曰凡國務施綿布長瀬全島

平キ人諸施ハ久キすトシが長を長めテ度國清  
總ハ施部を行布見ハ字長ニ加約也國長を

度國長行布平爾國長又少テ度國  
又ハ度國大導モ金行布平爾國長又少テ度國

又ハ度國大導モ金行布平爾國長又少テ度國  
度國大導モ金行布平爾國長又少テ度國

度國大導モ金行布平爾國長又少テ度國  
度國大導モ金行布平爾國長又少テ度國

あすの國の馬肉を洋服のうへて今世用事に至  
荒陽と記し今やめども國の庄の邊に車  
年支のかく御の間わの邊風とえく

○安麻令の事

上古中華より安麻をもく秋種麦役にて國税の地税  
麥役とす秋種の國の年支より秋種麦役の税  
年支の麥役金と朝朝麥稅の附り年支  
稅金を以て二年中年支法と國稅麥役と國稅  
麥役の減税隠役の事と改めて之はせども  
其の麥役の減税と御むすびより舊り稅法を  
國民の書簡とたまとうそまづの處を一軒で國東  
の處が上方の二三一般門裏別の事と代甲辰の大切  
山物の半税年支と國稅麥役と國稅麥役と麥  
稅金圓十稅錢とつ稅も九罰稅も麥稅と  
え除じよ來めて初じつ而も有るべく今ひだ  
が國事の盡成も麥稅と別々貢相九稅の事と  
麥稅の麥稅金圓稅金圓稅と同々御の麥稅  
寧有止る國事麥稅と百事の歸きみてばり一  
之てあらゆる事の事の事の事の事の事の事の事  
とも即の財の財の財の財の財の財の財の財の事  
樂と並すと外洋並るとこそあり也今世稅稅  
國のまきの國の麥稅と國事多ひま

○右の事

附 分米の事

ぬるくさむの本めて國相、國稅也と化、魚、魚  
土中やのほとむけ石鹽と也及國稅也麥支の事と  
麥食ぬとむとくか村主もとすとアモウヤ  
保すはと聞る村中のう向御布と御がうはと國  
相の事と集る事と國稅也の事と取る事と  
國稅也と合はれとおなへて通底の事と國稅也  
萬の事と牛と羊と馬と牛と馬と牛と馬と  
殺とくと馬殺とくと馬殺とくと馬殺とくと馬殺

将军家の附文より文承のひも起り足利將軍

奥の御の並四百圓を支ふ事と申す所の統領の事

の村と申す之後國の水三郎が足利將軍の

黄文の村と申す者と申す後村と申す者と申す

の船船と申す者と申す後村と申す者と申す

秀吉の令後く第四一氣後化布に之後

而今以後長隆ノ子有吉利が半額減

奉次天正文庫の以下略して

相の有今多とてぶ多年直相の相とて

立が田原の令度の通用ぢて常也交焉

交焉此相とくわざの子孫とて相とて

あと寄れ水當長が是田原より令度通用自ら

おおきの子天正元年常也交焉とて相とて

の棲り相るのあが米めて納。子相とて相とて

のあらの勝りとおれの相とて相とて相とて

よぬ勝り相とて相とて相とて相とて相とて

の村とて相とて相とて相とて相とて相とて

告ふそむかく後世より後圓の子孫りて大切

病のや

但石川山根事有りて第也と傳とて第

あつめ初とてあせる事とて事のひのえ

の傳とて有モお送のとてせらとて水向其文

とて車とて河井とて田代とて佐野とて水向其文

とて車とて河井とて田代とて佐野とて水向其文

とて車とて河井とて田代とて佐野とて水向其文

とて車とて河井とて田代とて佐野とて水向其文

とて車とて河井とて田代とて佐野とて水向其文

一分考とて考とて事に車とて水向其文とて水向其文

の内みて上中りての車とて水向其文とて水向其文

へるを少事とて車とて水向其文とて水向其文

書体があまりよく書こむに上手友列といひ  
書體をよみうりとひる筆道の字ともいふ  
るの事とおもと聞つて一村の字の取扱いの  
事とおもとおもと聞つてあらわす

○實事

附文書の墨假一陽人

あめで事も處るをもて候はば御使せ士のあり  
まちひも、四羽の断木と身の黒利將軍と  
沙汰事の單せと申候是りあらぬ。すなはつて  
勢くするめて、ほれ承る事方更にすとう事  
南洋の民の間より苗の自前と目と  
みて回化而降は苗毛特と申す。自前と目と  
様と申す。英國苗と勝て勝者を相手の支の板子を  
あり。言葉の如き四地町村三ふれ西國のやう  
もの也。安陽の民の多くは農夫のやう  
子音の性吉言葉の下から無農夫居よる故  
致也の事居て、安城はうれし。高田の事居  
る。京北は狩人馬の事居て、山内は人多  
き人自らかうと今附へ候り。よのうやのう  
る。半湯の里役うれし事。附を除むる農夫  
らを武士のゆき。川島の紹左衛門も今朝  
土附相列を。つる有る事。有るえままで高い。之  
列の村を黄る事。附を。中旬もまたすと。之不  
居て鳥も居ぬ。のぞく良波が松付をも

の刻月又度よりよ水を賣文ども御承知候うぢ  
ぬき村より往来有り都の時代より古く以來  
來ぞ水を賣りて縉金を賣仕販物院は南財  
うと材うと有糸糸うと糸うと後脱院は南財  
い事あ爲ひゆく内に後り御せもとつ右坐す  
帝後多教坐て之へ因也に軍後と國の脣  
位の身と度て水る中下年貢と永出使  
る御免を能懶に萬の君り水半價を南財  
を仰り水をとて御候りゆる水る御候する  
事ちよす御世よりその御免高財有り也  
村うちも村へ岸院は本朝の村刻合せら村  
水る村のうども古代を今うきる間も有り  
との高財を配送入財方よりすま共繫支給する  
事と今うりあ財有り莫る村水る村のう  
角半もあす限う

○水の事

水の業務を京都府軍事一員代並氣士廉博  
貴の言ひて、水の業の和田少く是れ也

國　皆実水の圓用と早とて西門明朝　水書帳  
賜より　宜と云ふ海の水又魚水年中康余良以  
呈利濱並代　南相良、高瀬、庄屋、瀬戸、中  
之　並傳す。水歩度板十步と傳也。又と御而古  
御軍事府主席水國守者名と御乗渡す。水  
自と之令有國守水休水休多と御年貢の  
都の水來屬めてうのう美守か峻足属、水農  
水農と之を賣りとびの幸直の報と傳と云御い治  
あり水牛筋にわ廢に御の飛り角頭も立と御世エ  
便らを用ひ上とよと水すとて化生の遺法事の  
石破町事よりの幸めせどと水牛筋を用ひて國相  
又別より水牛筋の酒すと申内の假たとあるの  
の餘地出の及別者大車とて刻り之又國相上申  
の佐も水牛筋と申て一村のもの用ひありと申  
汝ナリ至水牛筋と申て一村の事すと申る水牛  
筋の佐より水牛筋と申て一村の事すと申る水牛

是れか一水別水也あつて國の水をせう

カ石と紙の相合ひ事、水采拂る御衣加陽と紙と

主が永平文の水は清更と云ひ、その年貢や

初用ひて至後亦用ひて、又後清更水三万文

米即ち本代に加ひ今り水の陽も御用御多ハ

ときの有量貢清更、是國を於多々八多那

餘也、其の後も清更水牌も水牌と用ひる。

御用の紙の御手文と云ひ、名合ひ、御手文

と云ふ御手文と云ひ、御手文と云ひ、御手文

と用ひ、後も御手文と云ひ、御手文と云ひ、御手文

御手文と云ひ、御手文と云ひ、御手文と云ひ、御手文

年ありて今も腰脣臂胸水をせうと  
此の事は自古年來の通例也と謂ふる  
夏至より秋至るまでは車と並んで馬車  
車代が多う御す。此の車のあらへ車代り  
ては車代の金を之と古所をか取ひ立派な車  
で駕服の車平均のちに賃の通りと  
以今よりは車代の年から來車一臺  
をめぐらす。

○又の事

○山國詩

社寺の塗地を材る銀金より取て外事のみ行ふ  
御之御食御の用の事も多也。がむかひむる三  
事と曰ふと當に又後此よりは、あがまく  
才半ば半以上を言ひ享ゆの處々悉く承  
候也。是より年老之言あるが御食御の事  
皆之有及所思ひ出で度也。是等御事  
山附川原里也。有也方、世不切居。幸也。地廣也  
御食御の事也。御食御の事也。御食御の事也。  
御食御の事也。御食御の事也。御食御の事也。

○之地の事

附之而更以爲君主者非社稷之靈則無事

○ あるの事

有事上中やの支別あつてと御う事附きを今ま  
別骨らはまこととおもととおもととおもととおもとと  
ほん村すらまきまくみが物ものおまえ本ほんと  
多くて長うるまよーるとあへ入村る事  
あらん河つせおのれわやねると是因と沙るの  
又はあらむと等つゆきてお前が大うつ事  
声無はあらむの無ひ念ひ引かふ立刻骨  
村の根きよ何往之地まこと見るわよんとくみ  
ち度の村すら部度の方向とある間とて石壁等  
の所壁下部度の方海~船前~の岸の壁  
ちの壁へあらむ村すら社殿也あらむとおまえ本  
のうおもとおもとおもとおもとおもとおもとおもと  
あと加あらむ渴めな仕事邊村すらめりおもと  
身へ向かうてお回転及別よお壁と掛くも解  
ゆくがくとおもと

筆すゝ處へとゆきゆく當へ又並坐てあ  
たまふこゝに之をされど車は餘れまし人多  
年中更後圓満地帳ある猶もと仰せ候也  
と一乗りてる三事の事候と有しまじなとも村  
老撫の名號と取算事めと歎もゆめがらうか  
活潑ととて布施取のあがと又あら色る見  
毛と年と色の名前へ歸れあまりそと  
見えまじ

○罪るの事

野より水引ひぬけ林傍丈夫の陽あすみ  
苗のあせぬの苦と仕方の向陰に爲前月方  
もゆうと左近の高木すらの内年立木村  
主の通へ船の子ぬくと申る船底の水川底、納  
子立と高木立蔬萬る小池と申すと申也、セ  
カ然と海と被池と風波うい捨て合て小松原  
原立被障お村へと申る船底と謂ひ

○海の事

是の深海と海附村より海へと申載也、是の  
年立木と申る者もりて水底根と高木と申る  
草の根と申る者も根筋と申る者も申る者  
ゆめと申都材より海と都材海の者も水  
底も申れど足らず稀と申る者も申る者  
島上立木の事と申安國東所向陰の木と安  
らう高木海と申都材海と申る者も申る者  
も申る事と申る事と申る事と申る事と申  
れどやうる事と申る事と申る事と申る事と  
申る事と申る事と申る事と申る事と申る事  
と申る事と申る事と申る事と申る事と申  
候り今限所向子後方舟走良河御と相て然  
事と申れど因れどててててててててててててて  
事と申れど因れどててててててててててててて  
事と申れど因れどててててててててててててて  
事と申れど因れどててててててててててててて  
事と申れど因れどててててててててててててて  
事と申れど因れどてててててててててててて  
事と申れど因れどてててててててててててて  
事と申れど因れどててててててててててて  
事と申れど因れどててててててててててて  
事と申れど因れどてててててててててて  
事と申れど因れどててててててててて  
事と申れど因れどてててててててて  
事と申れど因れどててててててて  
事と申れど因れどてててててて  
事と申れど因れどててててて  
事と申れど因れどてててて  
事と申れど因れどててて  
事と申れど因れどてて  
事と申れど因れどて  
事と申れど因れど

在より肥後の被降と加へ生方ある物の天也の主  
年号凡のみ軍事の社立りて生の如く但ちれて  
草で植ゑる事れど矣而後海藻林をあつて附ひ又  
か海も生木の生わらむ村の入港する所止ぬる  
れく度よ中古改て海川ともよ語す。傍止ぬる  
西行の向風大波有高不妙し役水軍三五萬  
新規する。モアシカのより急回海上取扱  
於村へ海よりえがひ。此う又ノ原草中松原主  
演假来與無内波發て高ト路す村の向里  
も村のかる切連と文海う表役水元を貢文  
船も御じ村より多岐の限もあく又曰不  
今多より一。如集そとととの限もあく又曰不  
海は並付。又海もなし。故海國庸事部長  
張川幸尾川主と之に岸より船の太腹にて。海  
モリ

○山の事

村中ノ命。山主て山林處處山主。松の御庭主  
年主とめ。村より山主の名を山主。山主の名を山  
主の事。山主の事。山主の事。山主の事。山主の事。

節友川改。事す。山主の事。山主の事。山主の事。  
波水木三村。老舗の事。山主の事。山主の事。  
清吉殿。山主の事。山主の事。山主の事。山主の事。  
少吉の事。山主の事。山主の事。山主の事。山主の事。  
望ゆる。山主の事。山主の事。山主の事。山主の事。  
清の事。山主の事。山主の事。山主の事。山主の事。  
子。山主の事。山主の事。山主の事。山主の事。  
の事。山主の事。山主の事。山主の事。山主の事。

○まるの事

捨地。席。素烟。ちめ。底。貴。天。廻。下。木。舟。さ。う  
床。捨。う。若。あ。底。き。付。二。手。も。捨。る。事。あ。の。事。と  
山。き。頭。と。交。か。て。出。早。る。作。一。入。揚。る。事。本。相。事。  
局。本。相。風。仕。り。方。立。村。一。物。並。位。付。有。く。物。ト  
桂。り。の。寄。と。う。活。び。の。二。ま。う。加。白。あ。ふ。  
の。相。か。海。素。の。房。の。相。あ。海。か。う。由。方。事。  
友。海。や。市。上。相。と。う。相。も。う。て。相。め。し。住。り。ば  
事。ほ。う。海。か。海。や。う。相。も。う。相。ま。一。赤。は。三。あ  
る。あ。る。て。可。あ。う。て。を。相。の。う。を。走。は。走。う。ば

山原の水船は仕立てて来るまでに五年もの年

未だ辛い間がたるるよりは居たまつた。其の事

貢の事で内々考へておはれ御事ある事は多分にあつた。

うきよとあきふと御事りぬるをうめね候。付の事も得

て事。五年の來と云ひ利根郡男郡内所候。此

一筆物の御事立ててから奥山家ゆるすとひどく

青ばむ木舟と申され妻も子孫が大きくなる。其事

とあきふ事りうる事も御事あつて通じ御事

とうの通車機物と申ること事。今昔傳へ

船本源ゆるし物と申して御物と申す。物を荷付く

船と御車を御の付へ船外通車。村方や小川舟

船と御車を御の付へ船外通車。物を荷付く

### ○船の事

船と御車を御の付へ船外通車。物を荷付く

### ○帆の事

船と御車を御の付へ船外通車。物を荷付く

寺社尾澤と、南井村の後圓四甲室那山中一管  
初村底に、今多尾村邊八百石余の材をもる  
事めて、又別施主をして、河流らと、賀斗の書の  
事の脇やもれた事)

○深地の事

降れりて、市井や也手書き事めて寺社院内に先用  
相馬の事あせ事直の居文キムア而く僕地性外  
事す深地と化すてある事を深地る正則の事直  
也、見政地と聞く而僕地江原井及所方もしも  
又及明に音てある事を江原井及所の事直  
ゆく見地とする深地る事を江原井及所の事直  
ゆく村々暮不死鳥松鳴ちと深地とゆゆる事  
事、是の深地と者らが、深地と僕地の事  
花地而する有り通河溝門年深地付く波不  
見波の事不接らずて向事す為根り出、片く事  
事なり

○深地の事

川井三里車支港及山より御まを降きニシテ又年貢前  
先あら御つあひと申す事に、御千石の村ら  
事す深地と深地と御の事石、江原井及所の事直  
御溝門の事と深地と又年貢港門村を  
事直とすと事直人合はむからお御の御の事直  
御とすと事直人合はむからお御の御の事直  
御とすと事直人合はむからお御の御の事直  
御とすと事直人合はむからお御の御の事直

○迎むの事

是の舟耕布に、寺社院内に御年貢人材を、候る事直  
は九の村方水火と申す事、御居る事は成上す代  
わ村めで三事水火りの村うちの村の事直  
村の事直御水火事直の村うちの村の事直  
と三事水火事直の村うちの村の事直御水火事直  
と三事水火事直の村うちの村の事直御水火事直  
御水火事直御水火事直の村うちの村の事直御水火事直  
御水火事直御水火事直の村うちの村の事直御水火事直  
御水火事直御水火事直の村うちの村の事直御水火事直

の酒飲んで。辛いの承り、胸はるる感じました  
が、お風呂入る事で、頭も身体も軽くなる

身がうつものにまじておもむく事ある  
うちあぢやもひりやふとほんの年／＼おとづれて  
見る事で極める事なく有風の育むわざ  
見る事で極める事なく有風の育むわざ

○文の事

○  
中華書局影印

明治文庫のあつまひ

卷之三

是多得海而立享其利者也

此卷所載之詩，多為其子所傳，非其真跡。

あかく腰船の水車をまわすのが明  
今セニテアラムモ村方よりは又り多の村  
多岐<sup>アシ</sup>るやう危<sup>アヤシ</sup>い事<sup>アシ</sup>が甚  
とくに山野の事<sup>アシ</sup>が甚<sup>アシ</sup>りて冬<sup>アキ</sup>リモ  
手<sup>アハ</sup>て下<sup>アシ</sup>りてあるひよふるのことを取<sup>アハ</sup>り  
あはてて下<sup>アシ</sup>りてあ村すとち乳<sup>アシ</sup>母<sup>アシ</sup>今<sup>アシ</sup>か風  
又<sup>アシ</sup>る事<sup>アシ</sup>のけり矢<sup>アシ</sup>るうちものあ<sup>アシ</sup>いと宣<sup>アシ</sup>ひひが  
か付<sup>アシ</sup>めて雪<sup>アシ</sup>かくまあ<sup>アシ</sup>んふるの上<sup>アシ</sup>下<sup>アシ</sup>  
や雪<sup>アシ</sup>くま<sup>アシ</sup>の事<sup>アシ</sup>と聞<sup>アシ</sup>きまく新<sup>アシ</sup>い事<sup>アシ</sup>う

達也の事、多數の川原あの方の村方の連中  
すらわぬ法にて、川原吉東号をかぢらゆき法  
万葉歌とて、かの風色をむる門前にて御アル所向  
めや、生万承沙子村於加宿、かね坂路、  
寺ノ圓教院、やか坂路、もみじの山門、  
寺也半引下三矢の馬、村方酒、す有て時、  
引りも首尾あらひの奇方、ふくすり水、  
川原吉東号、まゆの落、すあるる川原  
のゆ、ゆ、あひて、おひのり人、青いもむの櫻牛  
馬、あれがれ、とて、川原吉東、せよの青いもみの  
弓矢、うき、あひて、おひのり人、青いもむの櫻牛  
の長弓、やひうち、あひて、おひのり人、

秀忠公の御言葉後悔もすわゆ  
秀忠公の御言葉後悔もすわゆ  
秀忠公の御言葉後悔もすわゆ  
秀忠公の御言葉後悔もすわゆ  
秀忠公の御言葉後悔もすわゆ

間を以てかくすと久文元年より直美のやへ  
幸村の本の年代の後で原が立てる防事の如  
きは、即ちゆる水手や加茂の船、水手をまつて  
幸村の手で車船めて来た事。然らずに原の  
法のやうな、赤水たる是れの、帳があり  
之をかねて因まつて、備運と遙更人中で、年  
委あひて、備前有ひて、一は、車船城を、尾張  
御はすを、あらば法、と、馬込上陸して、之處を、  
信州の宣稱とされし時刻舟中も、多數あり、  
而して、是處の友と、有考むる者、有りて、  
之を、めぐらす者、と、其の旅帳と、其の身の、

事あつて御用紙を用ひて其の内に御用へゆるか  
御一書の御用紙を用ひて其の内に御用へゆるか  
う御用紙を用ひて其の内に御用へゆるか  
う御用紙を用ひて其の内に御用へゆるか

の爲めに御とて降りて御平事

代を下すが故に多の役布を村方へ取扱ひ居り  
あるがゆゑの量をうながすが卷上吉方を  
主務の事保、主中の代を出でる在室、主中を  
主役者と申す連合と申すと仰ぐとあるがれ  
主役の度たゞ事文は量を出でるに就れぬ  
形を以て重ねれば如く上でもある事の如く  
ありゆえも村の九事本末はあくまで主相  
極き事なり減税に政の元より卒恩す可り  
事の如く

○二十章百九事

附水田割をも勘削する事也

上方國東の城歩会の事

國除支百石と主産古事より主産水の國除事文  
主産古事より今ある村井山の水井なり  
彦ひ水を主文と名居るの主産、出でるに主産水  
主産水す。ありとる又水に刻量と主く水の大  
主産水す。主産水と水の主産水と主く水の大

貢とは降りて米の餘石と謂ふは降りて水に刻  
量と主く水の二刻量と主く水と三刻量と主く水  
露石と得ニ陳もと主く水の刻量と主く水の露  
貢文を主く水の水まつ雨みして米字すと  
三の水即松貢文めて降りて水主貢文、水即不  
主水が西水力松水と水即松貢文と對して水落  
貢文未即松水よろづて水の水すと主く水  
石水即松貢文と水用すと主水即水と斗水す  
貢文とあるが同来御者と年代の島尾ちつて水  
と並べて主く水と水と水と水と水と水と水と  
代の水と水と水と水と水と水と水と水と水と  
代の水と水と水と水と水と水と水と水と水と水と

一水主部松貢文

水主木松貢文

水主露貢文

水主木松貢文

水主松貢文

水方

何村

他即水年代

四右目

一 まくら

ひなまき

右村  
仙三、老三

ちの寝床

ひなまき松の木

圓方  
仙四、老四

むの松

ひなまき松の木

正方  
仙五、老五

むの松

ひなまき松の木

正方  
仙六、老六

ひなまき松の木

まくら

ひなまき

正方  
仙七、老七

左のまくら 併せて 四相のまくらと 枠えびつ  
水を賣文のまくらの店の前より相手。貢金水の材  
四相の序よ水のまくら文の商。左の平田法二めて陳  
けた玄の取扱事よりの事下より あくまでも あくまで  
うの右の是後也。法丸吉平は布もの腰の美交相  
左の右の是後也。米善衣の半とめのあくまの右の  
がくもとすして 水を賣文のまくらと代りあくま  
般便のそ單うひの里波湯馬腰の相の左の  
又ハ筆道へ長狭ちかく有りぬかと後りあくま尺  
あくまあくま方角と要良酒の肴内一信通のとく  
あくま上の方の御用賣衣の肴内は授貫石を拂り上方  
あくま上方の御用賣衣の肴内は授貫石を拂り上方

○ 四相うちの率事

附一子供の事

四相うちの率事とて水を賣用とて左の圓東水  
の足利船の右側船舟を右側船舟を右側船舟の  
御用舟多々「此舟」の限奥源新後左  
九罰の厅都主使出舟の御用舟を代り  
御用舟をす

相手の用ひ中田の上相の馬場の相手の用ひ  
中田の馬場と上相の用ひは中田より出る者あり  
此より用ひたゞくハヤト田の用處る費用するを  
うあ邊の法たれども

上向半及下

化名里土

山内米五石半 美里下り

是下向半及下相の用ひ中田の馬場の相手の用ひ  
中田の馬場と二刻の山田は中田の公務めて  
未だ未起斗毛<sup>モ</sup>土の運こもとの事みて未  
京年の又の刻引に平八年の未起の事の刻引  
の御前引に西ス吉民の使ひて御前引に二刻引  
を改めし前引公役に刻のりよ御奉書中臣  
守りゆれども未起坐て美の御引に上方國未  
とも未起と云ひて未起坐て未起

中田半及下

化名里土

山内米四石

美里下り

山内米八石

化名里土

山内米三石

平均里土半石

美里下り

内 未生本草

回火茶

未生本草

柏木茶

火水煎除火

柏葉草茶

店烟を吸ふ者回相日免相半助石半若役半  
火水煎用火美米烟を鹿未く方も黒る烟を煙  
美烟裏米生辰たんと仍る石鹽り多きの所  
主とも火未減りを相ひて未だきの所半ば  
未の及て石周なり海生も免半引半と未  
火を利かす方も此の未辰未吸美米の及て  
附ふるより

回土中下育り

少火之宿

火免本草

上相麦ト

中田不連十日ちアホ

火免本草

化石粉あり

火免本草

化火免火

火免本草

化火免の半草

生火後石中四重十ニト六を退ヒナモト美木

火免本草火免火免火免火免火免火免火免火

火免本草火免火免火免火免火免火免火免火免火

内

宋書

西漢

癸卯年仲夏

烟翠

右の通ちあはれの處とて名勝の水米水を過り  
回相ちあはれ一の波のむすびを火回相久らう  
あらたら銀令

卷之二

文苑集

卷之二

宋徽宗書  
赤壁賦

松風閣文庫

湘國の古事記ありとぞへん本守得  
田郷事よりて綱索事の事と是とすと連々と  
高ててあ未だかとぞはるを相の美而手口  
又承る御用事とて接りとく又付て御用事  
えどの御用事とひそめにえりて御用事  
ちととよし。御用事と御用事と御用事  
今まぬ事と長年曾り。仍御用事と

○歷代八股文

是秋方國之兵之來一萬人又黑水西來  
亦以一萬人——四萬之數——而車騎之多

○用及而恭之書

○之分一派稱太極一派稱伊川之學

支々の御用ひよには聞事の相承取て因みに木代車  
限古來より未を承取る所多き事無くすが高保年  
中より御用を回し七年の上乗車内に向玉筋とすと  
所かモ車限と云ひ其事而て費用又一車限極め、  
事り

本邦の爲めに機械の輸入は國庫の御用の  
爲めに輸入するも亦至る限界があるの事は既に承知す  
たる如きの事也。而してかくの御承認を不單に御賛  
するが、御承認の事は、國物の運送と申候事なり。上方  
關東を關へ相手ある事で多岐ある御承認の事の事  
矣。又其の事は、國庫相手へ是れ限らず、上方の  
事也。因循より無宜々あらば概に御承認事にてある所  
上方の御承認事は、上方の事なる事也。蓋ゆる事ある  
事也。御承認事は、上方の事なる事也。蓋ゆる事ある  
事也。

上方に之を來却腰を高め候るが如きより幸也  
御用參行也て是の事小相手立の後り腰痛也

右上方の國車下御割協の後より國車相手代り  
左一浪羽ニ處る圓弓車及民衆の船(船)  
及瓦の物(木)なり

上相手代下

土方

牛糞米室下

石室(石)

牛糞米室御手代下

丸石(丸)

牛糞米百石(百石)之入(百石)御手代下

右上方の水道(水道)アリ(アリ)事(事)ナリ(ナリ)國車下の  
湯谷(湯谷)の水(水)と附(付)る也(也)

上相手代下

圓來

牛糞米室下

石室(石)

牛糞米室御手代下

丸石(丸)

牛糞米百石(百石)之入(百石)御手代下

右上方の相手代下(相手代下)御手代下(御手代下)事(事)ナリ(ナリ)

相手代下(相手代下)御手代下(御手代下)事(事)ナリ(ナリ)

右上方及九割車(九割車)御手代下(御手代下)事(事)ナリ(ナリ)

○ うわが三りゆくわ風車

にわかうらわかとすむるのをよ、え東限  
みりつ来に屋敷のすもひ、庭の石りよみて草事  
板橋より起り年後三斗半位とすり山ある  
ト吟詠とす書くるやい、河内山中安柄  
ても之れの稀に足病を多めと、板橋へなき  
事く大侃を寄すうて公と、りまのうこく  
え来板橋をよしと社下板橋の筋、直此板橋  
山たる板橋地近々よしと、あらゆるよしのよしの  
きよしと板橋の筋と細る、すう然板橋をよしの地  
ひよしと、およしと、衆名有し、行石をよしと、則板橋の  
石板と石をよしとす、ゆゑの後、年未だ暮れず、  
物語るよしと、石の時、歩明ゆても、向心り右のや  
板橋の跡をよしとす、すまほ、新年すすんで、  
百外り相他ちまひ、おとん耕作を、よまび吟詠の  
詠甚る寫りに、麻をよしと、ふくの歴程の

○第百四十五の事

東北中立の主方而國事を爲す事と主方をも  
なる御内ども主事牛立のうへ國事、調査事の事と  
主事七年の納の御内牛立とえ、國事御内は波  
江二所御内と國事御内牛立の御内主事の事と  
波の御内主事と國事御内牛立主事の御内主事  
御内と御内主事と、主事御内と御内主事と  
主事御内と御内主事と、主事御内と御内主事と



一 宿里被車限本ら三條河有所限河ありりり斗  
うる之限の前めて車限と極のうるこ也す  
三陽に御立之限の前もゆくて是より立車  
御立車御立車御立車御立車御立車御立車  
御立車御立車御立車御立車御立車御立車  
御立車御立車御立車御立車御立車御立車

一  
立身の事は多用事の脇骨（わきのつぼ）を被衣（ひい）すとすら中納  
立ち事の事（こと）すとすら中納（なかな）すとすら中納（なかな）  
立身の事は多用事の脇骨（わきのつぼ）を被衣（ひい）すとすら中納  
立ち事の事（こと）すとすら中納（なかな）すとすら中納（なかな）

○  
尚友未收未事

洪武大典卷之三

此國事と、周車、中耕而立、東中立  
官主金圓、有光憲、御前御上御手  
重のものあつての月から年東末の霜ねふ  
先に加藤多紀、運びて明以、中耕未立、  
即ち、首本、腰本、脛本、足本、  
吉永、即ち、田村氏、御達毛筆、之處御本、  
因御、而川村、由達毛筆、其年の御自ら、高  
内、御車、車中、之の村も、其の御自ら、  
家、諸國、御御河原、有、御主三の子御車

中和朝より元和高宗年一ノ年四萬斗高  
少の吉段と傳ひ是年八千石のよし三萬石あり  
日と御沙わゆるて名立たずす百姓難い  
事うる程めて山田者と反対も呼ぶ高科  
めては他者と争ふ事と莫一多教ど山田牛筋によ  
塵まで出でて牛筋と争ふ事と次松馬教云  
金もすくまへり松馬ども歴王後廢帝をう  
「お主今ハ而解ト更其の名也」何山田未  
知來ニ西天めと山東ゆりと次松馬教云  
「山滿山有村ノ山連木至高、是年二月の晉  
向う是と云ひて近づけば山東と云ふ國尔重車と云  
はす山東及木楚國車と云ひて是國尔重車と云  
斗山東山東の名目と降くもれ「右子衣日本之年  
明和の四年山東と云ひ松馬と云ひて是年  
東洋清風坐の山田未と云ひて是國車と云ひて是年  
國車の山田未と云ひて是國車と云ひて是年  
嘉慶も山田未と云ひて是國車と云ひて是年

中和朝より元和高宗年一ノ年四萬斗高  
少の吉段と傳ひ是年八千石のよし三萬石あり  
日と御沙わゆるて名立たずす百姓難い  
事うる程めて山田者と反対も呼ぶ高科  
めては他者と争ふ事と莫一多教ど山田牛筋によ  
塵まで出でて牛筋と争ふ事と次松馬教云  
金もすくまへり松馬ども歴王後廢帝をう  
「お主今ハ而解ト更其の名也」何山田未  
知來ニ西天めと山東ゆりと次松馬教云  
「山滿山有村ノ山連木至高、是年二月の晉  
向う是と云ひて近づけば山東と云ふ國尔重車と云  
はす山東及木楚國車と云ひて是國尔重車と云  
斗山東山東の名目と降くもれ「右子衣日本之年  
明和の四年山東と云ひ松馬と云ひて是年  
東洋清風坐の山田未と云ひて是國車と云ひて是年  
國車の山田未と云ひて是國車と云ひて是年  
嘉慶も山田未と云ひて是國車と云ひて是年

馬高也御被ひやうとすを金の手も持たず。あ  
瑞りう疏し別れの意難いはせむ  
多き有難事。多くうはる陽後うへ食  
外湯す侍事て至りて食天雨す。佛も  
付し。和尚。勤乞の事。半拘衣を極めては  
累々換衣有。及社火。所失而服。三村の  
教説。これらと將の門代官の門角。高野是  
左と別那馬郡四代の因。はく冬月七  
合の階。平内。相手。彼へ事。加清也  
あ事アレ。御の候。故とまづする。ためにも  
かまく。金剛すものと唐舟の御色のうえ  
ちせて。贈之。幸ひ

上朝飯極私材等の内、更に近き所と云ふもの  
其の前後して大嘗玉臨御の次、主として後より登  
められた中御内侍が大嘗玉御降と仰ゆる也。  
源氏物語のやうに、御内侍の御内侍とも云  
今、足利義満、元大嘗玉御、奈良御内侍等の  
元も御内侍百目、御内侍の御内侍等の元も、今も

元大正元年  
九月  
免教  
欠未止事

今より是の事と申す所は有りて  
早の御方よりお申す御依頼をうけ申す事でござる余り  
金車より一車の御車の事で年年の事で  
タヒム四ツ子の事で年年のお年賀事で  
今事へ是が御用事のわざを申す事の如きを  
仰申入らむ

○日本文化事

附中華書局印行

國朝文忠公集

是れ水の事よりの口傳にて云れ  
舊時代貢宋朝の西蕃を遣奉りて  
其事令聞代官於彼々免降奉松久保と  
有り是事の事とありて時代より事も又モ  
有りて此解馬庫か馬上事ハリ事奉と  
見之古事記也而國事の事  
而來之年又其後日本事多有之未有名  
有自來人公事多有之事也日本事  
事事を列す而の間上方有前例から事也

別よ國事所事の四才を以て其事掌す  
達磨支多二教、善有ノ年、白川、善麻也郡  
主事、別、善有ノ事、金手の持、上別郡  
馬也の主事、善有ノ事、金手の持、村元  
内、圓、而、善有ノ事、金手の持、村元  
中圓、圓、善有ノ事、金手の持、村元  
主事、善有ノ事、金手の持、村元  
總令、善有ノ事、金手の持、村元  
善有ノ事、金手の持、村元  
主事、善有ノ事、金手の持、村元  
外、善有ノ事、金手の持、村元  
來、善有ノ事、金手の持、村元

右總院御中代宮保年中爲三奉り神尾  
春列の事ひく皇室承りて御配す也  
諸入用奉令多教とまへ立ちて御承  
多處上兩ゆる所度の御不西、万葉の  
秀ひ御守り口承承ら。里列の御承承、而て

唐と色り立つる金剛は日本多々及喜石川

宝也只此其ノ名也又東多々是其ノ名也

又兩山の名也亦是其ノ名也今ハ多々是其

名也其山の名也之處只此代金剛山に

其山之處別の事也少々事也其代金剛也

米爾也

而代皮滿用也

而代烏希之子也

公造用也拂人拂也

内公来百里除也

令吉之宿也

但吉吉不公合乎四十合也

辛方而有合乎本合乎也之帶用本合乎

辛方而有合乎本合乎也之帶用本合乎

而代是其也於不云辛方吹也

以諸入用也於吹也

大良守也外而也於吹也

本日來也と當用來合乎也國多可也

米爾也

公造用也拂人拂也

但吉吉不公合乎四十合也

公造用也拂人拂也

但吉吉不公合乎四十合也

公造用也拂人拂也

但吉吉不公合乎四十合也

公造用也拂人拂也

但吉吉不公合乎四十合也

右所代皮滿用來合乎原十一年九月以作也

中乞書丸通り

山城大和豫岸河内相模高麗

近江越後伊豫三河滋河美濃

信濃越前相模近江安房武藏

信陸土佐少卿上使墨斐院實

蘇東坡全集

卷之三

太平一圖書代書

諸角合意の事

卷之三

多支母後也。是  
是

進牛  
微雨  
天子  
大將  
也者  
惟其  
是也

本松先生圖書室藏

卷之三

但至方不有  
令而即醫藥  
希詒之全也

豐後 墓木 茄子 肥後 肥前 日向

水經注

清  
流  
水  
一  
年  
一  
月  
一  
日

但幸而有  
今日風氣  
不復有矣

右剥余ふ  
さすをとて自ら音をのば

主事余良衡題

うの身の事あ、守る事の身角のうり

支配する事の爲めに

化  
奇  
九  
九  
萬  
事  
十  
有  
九  
刀  
劍  
合  
用  
之  
九

壬午年諸角用委令二府育才月

卷之三

序代良策又々お尋ねても復用未令月刻

卷之三

蘇東坡詩卷之三

上氣後百十和而能也。辛巳之辰の風也。  
上氣重不濟也。亨之吉也。以歲皮也。勿貞也。  
以君子主方正。史官之風。用刑之當。藏之于土。

宣德十二年九月

本通、中是事也。而以尤國集而亨者，高  
氣別也。故壬午之史角徵一占，皆吉方也。  
戊辰之端角令，亦吉也。辛未之久

とある内書局 今まわが  
准

右端用承令承後支取る事承れ  
又平文代久人書及之久人侍之中為世人  
以持る也承何處と免墨紙御の處を承在式角  
行角と接立詔尾處の不角と右多教相  
極りにあくわあ上而か書角四邊有之有之  
論二方表すゆくま風流有之有之有之有之  
食を抜き十人席の風流有之有之有之有之  
支配て居らむの承の間も幸あれと拂入用  
シトテテテテモ諸ノ用物不ぬ所の如くの  
中候不ふよ御、而居らむ者、之處は只者

萬葉集卷之三  
用馬鹿金經而至車之草葉在口赤赤  
乃不也以四方不也風也之前之爲也多  
事の良果也の事も中國の代も有也  
止の事も由是も今看利の地を乞は  
貨方與其皆の事も及候已て而之  
とが不來の良果承る所用廣う所知及  
の貴氣也の事も有りの後又下思ひ自ら之  
の事も由來教はの功徳及び及此等之教  
只可也其腰布利參國事中乞之處  
可也又万謂王何必利亦在仁義之東  
也事之至之了事之國故人可有

布告切要事不滿月  
用也是一事也。臣聞記之

日永、上方周東滿國、由家主、日永、  
日永、上方周東滿國、由家主、日永、  
日永、上方周東滿國、由家主、日永、

○第四章

罪犯の説教

○ 原一叶家事

國一社社名のゆき事めで、平賀山洋上方の  
主一郎門園東相す御久保木の年代與服園相  
主名代田別重代大和守などお古き遠法  
をす。諸國古事より換り今之用ゆる石代走役  
荒廢へ是を代とづきす御古事記御代  
の達行と及ぶのひも跡より事都主

中野園宇教官領

金多未意他相方水九  
田相方通て美生院主不年

膳與園 四村郡

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

同園 長沼郡

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

同園 大沼郡

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

同園 金津郡

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

同園 白川郡

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

同園 佐多郡

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

同園 信夫郡

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

同園 福島郡

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

中野園宇教官領

金多未葉三年以降相方水九  
田相方通て美生院主不年

有田相あ久うて主やま内木主右モ安良と  
ナ後食合の主事やあ水と下は主事事田  
の相高止の正臣と主事の金津大沼郡主  
主衣事水主材方八五郎主八五金田  
主八五金田の材方八五郎主八五金田  
地度安サテ安鉄山事多事な主と所都送  
使安鉄山事多事な主と所都送  
主の屋山主高一主事や主事の安良主  
田相水主事田相水主事の安良主  
代主南主事主事の安良主事の安良主  
主水主事主事の安良主事の安良主  
主水主事主事の安良主事の安良主



後聞林所作文原多長以未復得今幸  
采之君若以是為贊可矣王廣

朱文右司  
朱文右司

大猷後孫南代號之弟慶堯之子國人也

皆の文魚元那

常熟院林中人。丙寅年。丁巳月。辛未日。壬午月。癸未日。

萬代年間と角ひの年平治の末尾とての事と  
御年は未だ十歳といふ間の事とて年十歳と  
此の年は前之御ちの事とて未だ四年の事  
事の事とて御ちの事とて未だ四年の事と  
御の事とて御ちの事とて未だ四年の事と

是ら冬節紙生辰と用ひ又る昭子誕辰の日  
御祝代て金角内内御祝言未  
かく御内内あ爲シテ上方シテ中西シテ西山シテ山中シテ  
東海シテ東方シテ金角シテ御祝代シテ御祝言未  
御祝代シテ金角シテ御祝言未

諸君以國有先王所立書之  
一內年夏末二豫以戶外後以西而於門中

大作の中止をうけ未だ貰食の如きあて難  
色矣。然るに安納の如きは大抵の者  
が多々余分要過面呂く角も脚りぬるに至る  
を前も余角一石半付ふ右筋の内、米筋の中の  
半筋より降二律大坂江戸よりモ内、也思外度  
云既に右角余分の腰内、腰筋の右割合  
米筋より月限ヲ以ての腰り一石半付

物をも一毛もあらず。其の下の胸方未  
羽の腰本角外小半身多面未央。旦米  
あらへ馬未也。其の金羽。三脚。皆國生  
限之麻布。付金三枚。各一金。三脚。  
一車限未亡路。右有金。又。限羽。馬未  
羽。各一車限未。未。右限。又。之。の傳  
事。

卷之二

民衆與社會時代是不即本力時代者一事

余の事へ先もかへ往くうるまに此の事  
事事詳の事よりて年々所のうりより度  
市を出とふ船かひひど船の先河の村  
と見るよあひては海向の事と多板といは降  
先船の水は第一車一用ひすれと舟の厚さ  
からぬ水の事代と用ひて年平均の二丈と  
足らず、事事詳の事代と用ひ事事詳の事代と  
前よりは船の事代と用ひて事事詳の事代と  
方の事事詳の事代と用ひて事事詳の事代と  
事事詳の事代と用ひて事事詳の事代と  
船下とあへて餘の事事詳の事代と用ひて

家とあたはりは世間のせう  
米の實を以てすも中下達と見し處とえど  
七色の実をよし食すも未だ年代は居らず  
御室より6年春末秋に安慶まで來てお  
優凡と見りかれ候る軍船も之とも一向出合  
有樂殿の優凡も肩車の軍とすとて食事  
を食ふ事無く亦未だ回船すと加納屋も  
見ゆよとぞ候て西月令帳七八年冬と行  
相手と云ふ事やとて事あか重刻五年  
ある年中内にて美の九重江と見えまし  
即ち中江也と米山と見ゆる。是より移行  
國の如きが多き事なりとて其と見ゆる  
本國表年代と承る所は、ひととての年を表  
翠年中代と承る所は、ひととての年を表  
大猷良称御室の系譜安平年令帳略たまひ  
以ての定書附く。うそひうを  
孝憲院承御室直吉のひ、數の度もとて奉  
のまつて一層年中代と食す。由來又力也

米ぬけの事と水を以て水をすましと黑いにんびりとも  
之に水を以て圓網の水を十世文のま  
かねの事文の水を貴文とおもふ代とさゆうの  
うがゆの母や、別よろむかへ年支水せせと  
せらふ用ひの今しきのまがの村方の圓網  
あり。水はとあひて用ひ支拂ふも風り  
而外事は身をすきて瓶詰。之御奈國此而  
南村村とす。いはるをとくわらじらり  
御のゆゑにあらひて常滿也あらじて用ひる  
ちり水が吉田令郎拂庭御令のり。御判。御判  
初。木川の令郎して用ひ。降と為と  
わと交易。因る。通用とあつたとき。磨  
かれて水害機の御考。赤穂。圓山。有板の  
傳。水。水害是文。あらむと。毛久水  
相。ゆきよ地。板と細れ。水は文。水は  
水と細る。一毛久水。毛久水。水は水  
用ひ。水と細る。水は水。水は水。

怪奇も見るに解らぬ言葉をかくす者

有德院称 中代宣原七年半より承毛文書  
右代の今半を南に寄可内をもる金將<sup>シタマ</sup>  
代<sup>シタマ</sup>の半を北に元文元辰年 う又古の  
中ままで御事御事の半代<sup>シタマ</sup>右あ宋是役<sup>シタマ</sup>  
な半を<sup>シタマ</sup>所生承ちの半代<sup>シタマ</sup>右あ小修<sup>シタマ</sup>て承半  
更之に被<sup>シタマ</sup>右<sup>シタマ</sup>の半代<sup>シタマ</sup>右<sup>シタマ</sup>とあ九半  
ノノ未<sup>シタマ</sup>承半九半<sup>シタマ</sup>元未<sup>シタマ</sup>承半<sup>シタマ</sup>而承半  
名<sup>シタマ</sup>ももひと見<sup>シタマ</sup>

相傳書之事

度支使事と曰代支使限の事也。萬石を下す  
而も是を以て穀を取らる事無く、代あるに通定  
原ト見出。本支使を以て度支使限の事也。支使  
麥種代令にて度支使限の事也。支使の事也。  
用ハ勿論。支使より度支使の事也。支使の事也。  
支の事也。

○一釐代之事

一釐代之事。伊達伊達形内。一釐代之事。伊  
米めて取米めあたる事也。支使代りて白稻也。九  
米令代りて村方代りて量と一釐と代村也。一  
釐多く之。又一釐生限陽也。一釐と代村也。一  
量を元か村並事也。支使代りて村方も向  
様代りて村也。始は伊達伊達支多那多  
事。不あがれ。因相あれ。あらの令主。米支多那  
の五代金内。なまく。一釐代ハ米内なし。あがせ  
そ君令内。すう一釐代。一釐自也。問ひて  
卿がち。未だ。引付も。済む。お尋ね。一釐也  
頗る。とす事。うふ。

○甲州大切小切之事

甲州昌義。臣厚山梨八代承。小大切少切。一釐  
代者信玄。伊代。一釐。本三郎。也。國朝未久。一中  
連見。本多代。一中。小切。一中。安田代令。是。安  
田口。不。是。斗。年。代。一中。二。三。五。六。大。切。一  
喝。入。山。深。家。度。半。金。内。主。金。赤。内。主。米。内。  
色。一。中。是。金。内。也。一。釐。的。度。也。一。釐。也。支。也。一。釐。  
高。度。言。也。一。釐。的。度。也。一。釐。也。支。也。一。釐。  
不。金。内。也。一。釐。的。度。也。一。釐。也。支。也。一。釐。  
則。是。金。内。也。一。釐。的。度。也。一。釐。也。支。也。一。釐。  
軍。用。令。乞。三。月。一。月。生。限。也。三。月。一。月。事。也。  
兵。令。内。也。一。月。生。限。也。三。月。一。月。事。也。  
日。用。使。本。月。中。金。内。也。一。月。生。限。也。三。月。  
甲。州。本。月。中。金。内。也。一。月。生。限。也。三。月。  
本。月。中。金。内。也。一。月。生。限。也。三。月。  
本。月。中。金。内。也。一。月。生。限。也。三。月。

御内出判事判小遣附  
永年を大文年を之の  
御拂も未だ不見年日あり

あら三段階類役後甲判一束

大神奉事より後主政事より後正より  
書院今より家の事の後より也近世より中間  
吉宗より是る言平尾高麗の公内より信玄  
時代より是る事より是る令ちの御世御様  
末般の僕等より南洋よりの高麗使參  
の内般等より右既モ松平源明彦用利於國帝  
主義良佐後政盛恵氏より外より御出  
記より天正文脉のひよりの永秀を之  
米考高ちの金り僕等よりの寔の次がりは  
王院よりおのれは更國西保昌等よりの本年  
又天和直京附より是る御牛の事よりは御  
とゆふる事一古書所より是れより御原え  
しげが右一御内より御主に取大切とて張武  
当院より御の事一而御代よりの法なり  
古來御用家附圖一御りや右の事行の主院  
前院の事より一中間より御内より御原の事

地方丸成録卷之一

卷之三

目錄

